

「無償化裁判」傍聴・報告集会にご参加下さい!



2013年より2次にわたり愛知朝鮮中高級学校の学生・卒業生が自ら原告となり朝鮮高校に通う生徒たちに就学支援金が支給されないことへの違憲性・違法性を訴えて、国家に賠償を求める裁判（朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟）を起こしています。

すべての子どもには
学びへの権利があります！



第12回口頭弁論の裁判傍聴・報告集会

裁判傍聴



2015年 4月 21日 (火) 14時～

[場 所] 名古屋地方裁判所／2号法廷

傍聴を希望される方の抽選を行いますので、下記時間までに必ず名古屋地方裁判所正面玄関前辺りにお集まり下さい。

[集合] 13時 [抽選] 13時30分～



参加者交流会 及びミニ学習会

2015年 4月 21日 (火) 14時～(予定)

[場 所] アイリス愛知 3F 水仙の間

傍聴抽選にはずれた方は参加してください。

報告集会

2015年 4月 21日 (火) 15時～(予定)

[場 所] アイリス愛知 3F 水仙の間

裁判の実施内容について弁護団からご報告致します。傍聴できない方も、是非ご参加下さい。

問合せ先

弁護士法人名古屋北法律事務所 (表・矢崎)

〒462-0819 名古屋市北区平安 2-1-10 第5水光ビル 3F ☎ 052-910-7721

